

議案第 67 号

専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、令和6年9月25日付けで専決処分したので報告し承認を求める。

令和6年12月 3日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

理 由

児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により9月25日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 6 年 9 月 3 0 日 〕
〔 条 例 第 2 5 号 〕

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第402号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第289号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧施行令」という。）」に改め、同項第6号中「児童手当法施行令」を「旧施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。